

トピックス

- I. シンガポールがIPハブマスタープランを公表 (執筆者: 采木俊憲、山中政人)
- II. インドにおけるコンプライアンス—個人情報保護法とセクハラ防止法 (執筆者: 久保光太郎、今泉勇、鈴木多恵子)

I. シンガポールがIPハブマスタープランを公表

1. はじめに

日本企業がアジアで事業展開を進めるにあたり、知的財産権(IP)を中心とする無形資産をどのように保護・活用するかは、改めて重要な問題になっています。例えば日本企業による全世界での特許権の年間出願件数は、1980年代初頭には約80万件だったものが2009年には約180万件に、商標権の年間出願件数は1980年代中頃には約100万件だったものが2009年には約330万件になっています(WIPO調べ、2012年)。2011年の特許協力条約(PCT)に基づく国際出願件数は過去最高となり、また特許審査ハイウェイ(第1庁(先行庁)で特許可能と判断された発明を有する出願について、出願人の申請により、第2庁(後続庁)において簡易な手続で早期審査が受けられる仕組み。以下「PPHs」といいます。)も多く利用されています。各国の登録申立て件数、及びIP紛争件数のいずれも増加しており、国際的なIP保護の要請は一層高まりを見せています。IPが問題になる局面は、開発、保護、活用及び執行と様々ですが、本稿で取り上げるシンガポールは、IPの保護及び執行の面で世界第2位の評価も受けています(WEF調べ、2012年)。

そのシンガポールでは、2013年3月、知的財産権局(Intellectual Property Office of Singapore、“IPOS”)がIntellectual Property (IP) Hub Master Plan(以下「IPハブマスタープラン」といいます。)'を公表し、同国をアジアにおける「IPハブ(統括拠点、中継地)」と位置付け、同国が権利保護の強化やIPそのもの又はこれを利用した国内・国際取引の拡大を図るための、信頼性ある中立的な拠点となることを提唱しています。

2. IPハブマスタープランの内容

IPハブマスタープランは、①IP取引・管理のハブとなること、②IP登録のハブとなること、③IP紛争解決のハブとなること、

の3点を通じて、シンガポールがIP関連取引の活発かつ持続的な拠点になることを掲げています。

(1) ①IP取引・管理のハブについて

①を実現する方法として、IP取引の需要者と供給者をつなぐ、国際的取引仲介業者やブローカーをシンガポールに誘致し、活発かつ安定的なIPの取引市場をシンガポールに確立すること(戦略その1)、及びIPのオークションや市場取引の制度(デジタル音楽著作権ライセンスが例示されています。)を充実させ、IPの証券化やIPファンドを利用した多様な資金調達手段を投資家に提供すること(戦略その2)が提案されています。

(2) ②IP登録のハブについて

②を実現する方法としては、シンガポールのIP登録制度が国際標準以上のサービスを提供し、他国IP当局との連携による質の高いIP登録制度を設計することが提案されています。通常、企業はビジネス上の見込みが大きい国で特許権出願を行うものと思われませんが、シンガポールは、マーケットが小さくとも、それを補う迅速かつ費用対効果の高い特許調査・審査制度があり、他の国と連携したPPHsの基点になり得ます。そのため、ASEAN諸国等他の国での特許登録を念頭においても、最初の出願先をシンガポールとするよう促すことも可能と考えられます。IPハブマスタープランでは、IPの登録総数、及びシンガポールを最初の出願国とする初出願件数の両方を増やすことを目標に掲げています(戦略その3)。

(3) ③IP紛争解決のハブについて

③を実現する方法として、(i)迅速かつ効率的なシンガポールの裁判制度一般、専門性の高い知的財産権裁判所、及びIP事案専用の訴訟管理システムや査定者(assessor)・法廷助言者(amicus curiae)の充実による制度の強化、並びに(ii)IP紛争に関する仲裁、調停等の紛争解決手段の充実を掲げてい

ます(戦略その 4)。

(4) 人的資源や環境について

シンガポールには上記 3 点を実現するだけの十分な人的資源や環境があることも IP ハブマスタープランでは強調されています。そして、これを前提に、人的資源としては、地域を越えて IP の専門的能力を持ち、他の国ともネットワークを有する Patent Agent(特許代理人)や、IP 管理・IP 戦略・IP 価値評価等の専門家を育成、提供することを提案しています(戦略その 5)。実際、外国代理人にもシンガポールでの出願代理を認めることで外国の優秀な知財人材の取り込みを図っています。例えば同国では、シンガポールでは IP 投資に対する税制優遇制度が整備・拡充されています(戦略その 6)。また企業の IP 戦略決定権者、IP サービス提供者、IP 学術機関・研究機関、及び IP 権利者や投資家といったステークホルダーが相互に協働する環境を整え、シンガポールを中心とする IP 国際会議等の開催・継続も提案しています(戦略その 7)。

3. 日本企業に与える影響

上記の IP ハブマスタープランの下でシンガポールが提供できる価値によって、グローバル展開を進める日本企業は、大きな恩恵を受け得ると思われれます。既に現時点においても、シンガポールでは法人税が 17%と低税率であり、また IP 優遇税制があるため、同国を IP ハブとして用いる意義があると考えられます。実際にも、同国にアジア地域統括拠点を置いて製造管理、R&D、ブランド維持管理といった機能を担わせている日本企業の例が見られます。もっとも、日本企業が同国を IP ハブとして用いるには留意しなければならない問題もあります。例えば税務面では、IP を保有するシンガポール子会社が日本企業からライセンスを受けて周辺国にサブライセンスを行う場合、日本企業に支払うロイヤルティについて移転価格税制の観点から適正なロイヤルティ料率を設定する必要がありますが、独自の価値を有する無形資産について比較対象取引を見つけることは困難な場合もあり得ます。また、同国子会社が IP のライセンスを行う場合にはタックス・ヘイブン対策税制の適用も検討する必要があり、例えば単純な知的財産を保有するだけの会社では同税制の適用除外を受けられず、シンガポールの優れた税制を十分に利用できない可能性があります。

ただし、移転価格税制における独立企業間価格の算定については専門家の助言を得ながら適正に算定し、必要に応じて事前確認(APA)を行う等によりリスクを軽減することが一般的に可能といえます。また、タックス・ヘイブン対策税制もシンガポールに合理的な事業実体がある場合の適用除外を認めていますし、事業実体を有するシンガポール法人が自ら研究開発した等の要件を満たす IP に関する受取ロイヤルティは同税制の課税対象外になる等の例外も規定されているので、これらの税制の存在自体が日本企業の海外進出を直ちに制約するものではありません。

日本企業が将来のグローバル展開を見越してシンガポールを IP ハブとすることは、今後新しい IP を継続的に多く産み出すことがビジネス上想定される企業においては特に合理的な選択肢の 1 つといえるものの、あらゆる企業に一律にメリットがあるものとははいえません。各企業としては、上記の税務上の問題も考慮しつつ、今後発展する IP ハブマスタープランの内容を注視し、検討する必要があるものと考えられます。

以上

¹ “IP as new growth area: Government accepts IP Hub Master Plan recommendations; rolls out initiatives to develop Singapore as a global IP hub in Asia”, 1 April 2013, Ministry of Law of Singapore <http://www.mlaw.gov.sg/news/press-releases/IP-hub-master-plan-launched.html>

II. インドにおけるコンプライアンス —個人情報保護法とセクハラ防止法

巨大新興市場として注目されるインドですが、コンプライアンス確保の重要性も増しています。ひとたびコンプライアンス違反を起こすと、民事・行政・刑事上の責任を負う可能性のみならず、当局との関係、消費者に対するイメージ低下等、多大な損失が発生する可能性があります。コンプライアンス違反を理由として消費者や労働者等に訴えられるリスクを減らす上でも、訴訟大国インドではコンプライアンスの確保が重要となります。本稿においては特にインドの個人情報保護法とセクハラ防止法という 2 つの最新法令を紹介し、インドにおいてコンプライアンス経営を実現する方策について考えます。

1. 個人情報保護法

インドにおいても個人情報保護制度が導入されました。2011年 4 月から、センシティブな個人情報等の収集、保持等に関する規則²が施行されています(以下「本規則」といいます。)

本規則の適用対象となる個人情報とは、特定の自然人を識別することができる情報のうち、①パスワード、②信用情報(銀行口座、クレジットカード情報、デビットカード情報その他の支払手段の詳細等)、③身体的、生理的又は精神衛生的状況、④性的指向、⑤医療記録及び履歴、⑥生体認証情報、⑦上記各号に関連して企業のサービス提供のために提供された情報並びに、⑧適法又は違法な契約に基づき企業が取り扱い又は保管するため上記各号に従って受領した情報によって構成される個人情報をいうと定義されています(以下「センシティブ個人情報」といいます。)。日本の個人情報保護法と比べると、一定のセンシティブな個人情報に限定されている点が特徴です。

他方で、日本の個人情報保護法とは異なり、小規模事業者に関する適用除外は設けられていません。本規則は原則としてインドにおいて個人情報を収集・利用する全ての法人に適用されるため、日系企業のインド現地法人においても対応体制を整えることが必要となります³。本規則の定める義務は多岐にわたりますが、以下ポイントをご紹介します。

(1) プライバシー・ポリシーを策定・公表する義務

企業はセンシティブ個人情報を含む個人情報の取扱いに関するプライバシー・ポリシーを策定して、個人情報を提供した本人が知り得る状態に置かなければなりません。

(2) 個人情報を取得・利用する場合の義務

企業はセンシティブ個人情報を取得する場合、その利用目的について事前に提供者から書面(ファックス及び電子メールを含む。)による同意を得なければなりません。その上で、取得された情報は取得された目的のため利用しなければならずとされています。また、企業は情報の処理に関する情報の提供者からの苦情を適時に処理しなければなりません。

(3) センシティブ個人情報を第三者に提供する場合の義務

センシティブ個人情報を第三者に提供する場合、当該提供が企業と情報の提供者の間の契約において合意されている場合、又は、当該提供が法律上の義務を遵守するために必要な場合でない限り、当該情報の提供者から事前に同意を得なければなりません。

(4) 情報管理義務

企業は合理的なセキュリティ体制及び手続を講じなければなりません。かかる体制及び手続を過失により実施・維持せず、その結果、損失又は第三者に利得をもたらした場合、企業はこれにより損害を被った個人に対して賠償責任を負うこととされています。

2. セクハラ防止法

2013 年 4 月、インドにおいて、職場における女性に対するセクシャルハラスメント防止に関する法律(以下「セクハラ防止法」といいます。)⁴が施行されました⁴。

セクハラ防止法においてセクシャルハラスメントとは、女性に対する身体的接触・接近、性的な行動の要求、性的な要素を含む発言、ポルノグラフィーの提示、その他不快な身体的、言語的・非言語的な性的要素を含む行動の一切(直接的であるか黙示的であるかを問わない。)と定義されています。セクハ

ラ防止法は、これらのセクハラ行為に対する女性労働者の対応により女性労働者が不利益を受けること、女性の就業環境が害されること等を禁止しています。

同法の適用対象は広くインドにおいて従業員を雇用する企業に適用されるため、日系企業の現地法人においても同法に準拠した対応策を講じることが必要になります。具体的には、ひとつのオフィス等において 10 名以上の従業員を雇用する使用者は、社内にセクハラに関する内部苦情委員会を設立することが義務づけられました。内部苦情委員会は使用者に対して勤務地の異動、休暇付与等の保全措置の実施を勧告することができるかとされています。

その他、使用者は、(i)安全な職場環境の維持・提供、(ii)セクハラに対する制裁内容、内部苦情委員会の構成の周知、(iii)従業員に対する定期的なワークショップ、認知度向上のための研修プログラム、内部苦情委員会のメンバーのオリエンテーションプログラムの企画・実施、(iv)就業規則等におけるセクハラ関連規定の導入及び懲戒等対処法の導入等の義務が課されています。

3. コンプライアンス体制の構築

インドに限った話ではありませんが、コンプライアンス体制の構築に際しては、一般的に以下のような段階を追って作業を進めていくことが有効です。

- ① 情報収集：知らず知らずのうちにコンプライアンス違反の事態に陥ることを避けるため、最新のコンプライアンス関連情報を入手可能な体制を整えておく
- ② 現状調査：現実に社内でコンプライアンスが確保されているか、アンケート調査等の方法で確認する
- ③ 社内規則の見直し：定款、就業規則等の社内規則が適用法令に沿ったものになっているか、定期的に、また法改正にあわせて見直す
- ④ 従業員教育：現状調査、社内規則を踏まえ、セミナー、グループ・セッション、E ラーニング形式による従業員講習、社内規則をわかりやすく説明するパンフレットの作成等により従業員教育を実施する

個人情報保護法、セクハラ防止法のいずれに関しても、まずは法律の内容を理解するとともに、社内の現状調査を行うこ

とが出発点となります。その上で、社内規則を見直し、従業員教育を実施することが必要です。

アジアにおけるコンプライアンス確保の難しさは、日系企業としてアジア現地子会社に対しても要求すべきポリシーをどこまで現地化すべきかという点にあります。コンプライアンス担当者としては、最新の現地情報を常にアップデートしつつ、日本の常識、日本法との相違点を意識しながら、自社なりのコンプライアンス・ポリシーを作り上げていくことが必要であると考えられます。

² Information Technology Act, 2000 に基づき定められた Information Technology (Reasonable Security Practices and Procedures and Sensitive Personal Data or Information) Rules, 2011。

³ 本規則施行後の 2011 年 8 月に発行された Press Note において、センシティブな個人情報の取得や保持に関するサービス提供を行う一定の事業者(具体的にはアウトソーシング業者)は本規則の適用対象から除外されています。

⁴ The Sexual Harassment of women at Workplace (Prevention, Prohibition and Redressal) Act, 2013。



うねき としのり 西村あさひ法律事務所
采木 俊憲 弁護士

2002 年弁護士登録。2008 年 Georgetown LL.M. in Taxation 修了、米国法律事務所を経て 2009 年から 2011 年まで任期付職員として東京国税局調査審理課(国際調査審理官、国際税務専門官)。日系企業によるシンガポールを中心としたアジア進出のストラクチャリングや M&A・トランザクションの税務・法務に携わる。



やまなか まさと 西村あさひ法律事務所
山中 政人 弁護士

シンガポール事務所共同代表

2002 年弁護士登録。2011 年より 2012 年まで香港の Norton Rose 法律事務所に出向後、2012 年 2 月より西村あさひ法律事務所シンガポール事務所へ、2013 年同事務所の共同代表となり、シンガポールにて日本企業のアジア展開をサポート。



くぼ こうたろう 西村あさひ法律事務所
久保 光太郎 弁護士

シンガポール事務所共同代表

2012 年 1 月シンガポール事務所設立とともに、同事務所パートナー・共同代表就任。2009 年～2010 年インド Amarchand & Mangaldas 法律事務所、2010 年～2011 年シンガポール三井物産に出向。現在はシンガポールを拠点としてインド、インドネシア、マレーシア、カンボジア、ミャンマー等のアジア新興国案件に携わる。



いまいずみ いさむ 西村あさひ法律事務所
今泉 勇 弁護士

2006 年弁護士登録。M&A、一般企業法務に加え、インドへ進出する日系企業案件を担当。2012 年 9 月より Khaitan&Co 法律事務所に出向(2013 年 1 月までムンバイオフィス、同年 2 月より 4 月までデリーオフィスに勤務)。



すずき たえこ 西村あさひ法律事務所
鈴木 多恵子 弁護士

2006 年弁護士登録。以降、南・東南アジアを中心とする日系企業の新興国進出、ビジネス法務案件を担当。2012 年 5 月より Nishith Desai Associates 法律事務所出向中(2012 年 11 月までムンバイオフィス、同年 12 月よりバンガロールオフィスに勤務)。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出及び撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネス及び法律実務を熟知した、実践的な法律サービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

- (東京事務所の連絡先) 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 〒107-6029
TEL: 03-5562-8500(代) FAX: 03-5561-9711~9714
E-mail: info@jurists.co.jp URL: http://www.jurists.co.jp
- (ホーチミン事務所の連絡先) Room 903 Sun Wah Tower, 115 Nguyen Hue, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam
TEL: +84-8-3821-4432 FAX: +84-8-3821-4434
E-mail: info_hcmc@juristsoverseas.com
- (ハノイ事務所の連絡先) Unit V808 Pacific Place, 83B Ly Thuong Kiet, Hoan Kiem Dist., Hanoi, Vietnam
TEL: +84-4-3946-0870 FAX: +84-4-3946-0871
E-mail: info_hanoi@juristsoverseas.com
- (シンガポール事務所の連絡先) 8 Robinson Road, #14-00 ASO Building, Singapore 048544
TEL: +65-6922-7670
E-mail: singapore@juristsoverseas.com